の項」を「この項及び次項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第四項第一号中「第十条の二の六第四項第一号」を「次項第二号及び第十条の二の六」に、「第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号」を「次項第二号及び第十条の二の六」に、「同号」を「第十条の二の六第五項第一号及び第六項第二号」に、「同項」を「、政令第九条の七第二項」に、「同条第七項」を「政令第九条の七第七項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二中「4」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の二第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定は、政令第九条の七の二第一項において準用する政令第九条の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第一項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第九条の七の二第一項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

同欄の地方税法施行規則第三条の二に次の一項を加える。

6　政令第九条の七の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第九条の七第十九項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第五十三条第四十一項の規定により控除することとされた同項に規定する税額控除不足額相当額とする。

一　法第五十三条第四十一項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度（同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）の外国の法人税等の額

二　前号の過去適用事業年度における控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度において課された外国の法人税等の額

同欄の地方税法施行規則第三条の二の二第二項中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第五十五項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三（見出しを含む。）中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第五十九項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第一項を次のように改める。

法第五十三条第六十三項の規定により同項の申告（以下この項から第三項までにおいて「特定申告」という。）を行う内国法人は、同条第六十三項に規定する申告書記載事項又は同項に規定する添付書類記載事項を、特定申告を行う内国法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）から入力して、特定申告を行わなければならない。

同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第五項中「第五十三条第六十六項に」を「第五十三条第七十四項に」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第五項第三号中「第五十三条第六十七項」を「第五十三条第六十六項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第五項第四号中「第五十三条第七十四項」を「第五十三条第七十二項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第四項中「第五十三条第六十八項」を「第五十三条第六十七項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二中「4」を「7」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第三項中「第五十三条第六十項」を「第五十三条第六十八項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第三項第三号中「第五十三条第五十九項」を「第五十三条第六十七項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二中「3」を「6」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第二項中「第五十三条第五十九項後段」を「第五十三条第六十七項後段」に、「同条第五十五項」を「同条第六十三項」に改め、同欄の地方税法施行規則第三条の三の二第一項の次に次のように加える。

［2・3　略］

4　法第五十三条第六十三項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

同欄の地方税法施行規則第六条の次に次のように加える。

（法人の事業税の交付額の算定の特例）

第七条の二の三　［略］

2　前項の規定は、政令第五十七条の二の八第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業税の交付について準用する。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第一項中「並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項に」を「、第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。第一号イ及び第二号において同じ。）に」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第一項第一号イ及び第二号中「並びに第四十八条の十三第七項及び第二十九項」を「、第四十八条の十三第七項及び第二十九項並びに第四十八条の十三の二第二項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第二項第四号中「第四項第一号」を「第五項第一号及び第六項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項第四号中「次項第二号」を「第五項第二号」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第四項中「この項」を「この項及び次項」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六中「4」を「5」に改め、同欄の地方税法施行規則第十条の二の六第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の規定は、政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政令第四十八条の十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政令」と、同項第四号中「政令」とあるのは「政令第四十八条の十三の二第一項において準用する政令」と、「控除未済外国法人税等額（第五項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」とあるのは「控除未済税額控除不足額相当額」と読み替えるものとする。

同欄の地方税法施行規則第十条の二の六に次の一項を加える。

6　政令第四十八条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。ただし、同条第一項において準用する政令第四十八条の十三第二十項の規定に係る部分の金額については、同項に規定する控除未済税額控除不足額相当額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第四十一項の規定により控除することとされた同項に規定する税額控除不足額相当額とする。

一　法第三百二十一条の八第四十一項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度（同項に規定する過去適用事業年度をいう。次号において同じ。）の外国の法人税等の額